

杉並区内の結核指定医療機関の皆様へ

結核指定医療機関の変更等の手続（変更・辞退）

杉並区内の結核指定医療機関（病院、診療所、薬局）で、指定の内容に変更があった場合又は指定を辞退する場合には、下記の手続が必要になります。

1 変更等の内容と手続の方法

変更する内容により手続が異なります。下表で必要な手続を確認の上、届出窓口に書類を提出してください。

◆ 各手続に必要な様式（下表「提出書類」のうち下線表示のある様式）は届出窓口にあります。

また、杉並区役所の公式ホームページからもダウンロードできます。

[申請書等配信サービス](#) > [健康と医療](#) > [結核指定医療機関](#)

変更等の内容	必要となる手続	提出書類
医療機関の名称の変更(※1)	○結核指定医療機関変更届 変更となる内容を届け出てください。	① <u>結核指定医療機関変更届</u> ② 交付されている感染症（結核）指定医療機関指定書（原本） ◆②を紛失した場合は <u>結核指定医療機関指定書紛失届</u>
開設者の名称の変更(※2)		
開設者の住所の変更		
医療機関の所在地名の呼称・地番の変更（住居表示の変更等による）		
開設者の変更(※3)	○結核指定医療機関辞退届 ○結核指定医療機関指定申請 現在の指定を辞退し、変更後の内容で新たに指定の申請をしてください。	① <u>結核指定医療機関辞退届</u> ② 交付されている感染症（結核）指定医療機関指定書（原本） ◆②を紛失した場合は <u>結核指定医療機関指定書紛失届</u> ③ <u>結核指定医療機関指定申請書</u> ◆③の指定日を遡る場合は <u>遡及願</u> ④ 医療法・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく <u>医療機関の開設許可証（開設届）の写し</u> （又は社会保険事務所の指定通知書の写し）
開設者の個人から法人（法人から個人）への変更		
医療機関の移転(※4)		
診療所から病院（病院から診療所）への変更		
医療機関の廃止等による指定の辞退	○結核指定医療機関辞退届 結核指定医療機関の指定の辞退を、30日前までに届け出てください。	① <u>結核指定医療機関辞退届</u> ② 交付されている感染症（結核）指定医療機関指定書（原本） ◆②を紛失した場合は <u>結核指定医療機関指定書紛失届</u>

(※1) 法人組織等の変更を伴わず、単に名称の変更をする場合です。

例：〇〇病院、△△薬局 など

(※2) 法人組織等の変更を伴わず、婚姻、養子縁組、法人の名称変更などにより、単に開設者の名称を変更する場合です。(法人の代表者名のみの変更の場合は、手続の必要はありません。)

例：医療法人〇〇会、△△薬局株式会社 など

(※1)(※2)とも、法人組織等の変更(合併など)を伴う場合は、現在の指定を辞退し、新たに指定申請の手続が必要です。

(※3) 親から子への変更など。なお、開設者が死亡した場合は、10日以内に提出してください。

(※4) 増改築等による仮移転を含みます。

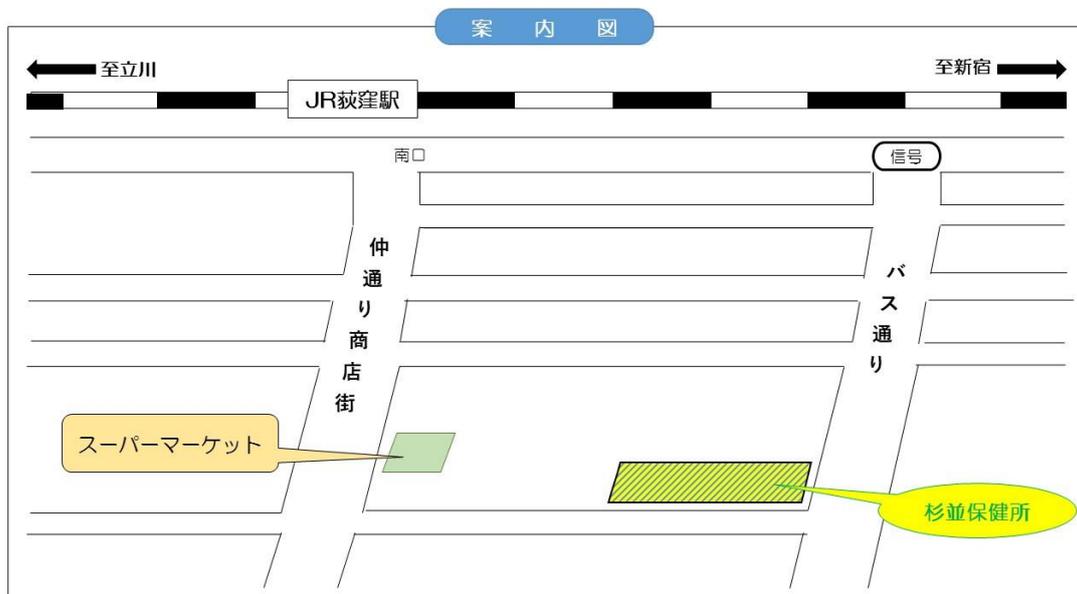
2 届出窓口

杉並保健所 保健予防課

住 所：杉並区荻窪5-20-1 杉並保健所2階 (〒167-0051)

電話 番 号：03-3391-1025

申請受付日時：月曜日～金曜日(祝祭日・年末年始を除く)午前8時30分～午後5時



3 指定書の交付

結核指定医療機関変更届を提出された場合には、届出の内容を確認し、変更後の内容に修正した「結核指定医療機関指定書」を交付します。

また、指定の辞退を伴う変更の場合には、結核指定医療機関指定申請書の内容を審査・確認し、新たに「結核指定医療機関指定書」を交付します。

各届出の提出から指定書交付までの標準的な期間は14日です。

結核指定医療機関とは…

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第38条に規定する医療機関(病院、診療所、薬局)で、公費で費用を負担する結核患者の医療を担当する医療機関です。

指定を受けた医療機関は、「感染症指定医療機関医療担当規程」(平成11年3月19日厚生省告示第42号)を遵守していただく必要があります。